

働くママとパパを応援する

@子育てコンシェルジュ KIDS エイド・利用会員のしおり

2012年4月 改訂版



@子育てコンシェルジュ

特定非営利活動法人 CCCNET

<事業の概要>

「病気」と、かかりつけ医から診断され、集団保育になじめない子どもの預かり、元気な子どもの宿泊等、育児に係わる臨時的、専門的なニーズへも対応することにより、誰もが安心して育児をしながら働き続けることができる環境を整備することを目的に実施する事業です。

<相互援助活動について>

病児等のサポートを受けたい利用会員とサポート活動を行いたい Kids エイドが会員になり助けあう相互援助活動の会員組織です。

<会員の条件>

東京都内に在住・在勤・在学の方ならどなたでも会員になれます。

利用会員	生後2ヶ月から概ね小学校6年生までの子どもを持つ人
Kids エイド	20歳以上の心身ともに健康で、子育てに意欲のある人 Kids エイド養成講座を修了した人

<サポートできる具体的な内容・場所>

保育施設に預けられないとき、基本的には利用会員の自宅、もしくは Kids エイド宅(双方でご相談の上)で、1対1でサポートします。

1. 病児の預かり

病児とは、集団保育が難しく、登園・登校できないお子さん。
投薬している。
検温をしている。

- * 症状の軽いものでも、医師の診断を必要とします。
- * 長時間保育は困難です。
- * 病状によってはお預かりできない場合があります。

2. 急な保育所等への送迎や預かり（予め登録、顔合わせ等が必要です。）

保育施設において体調が急変したときサポートします。

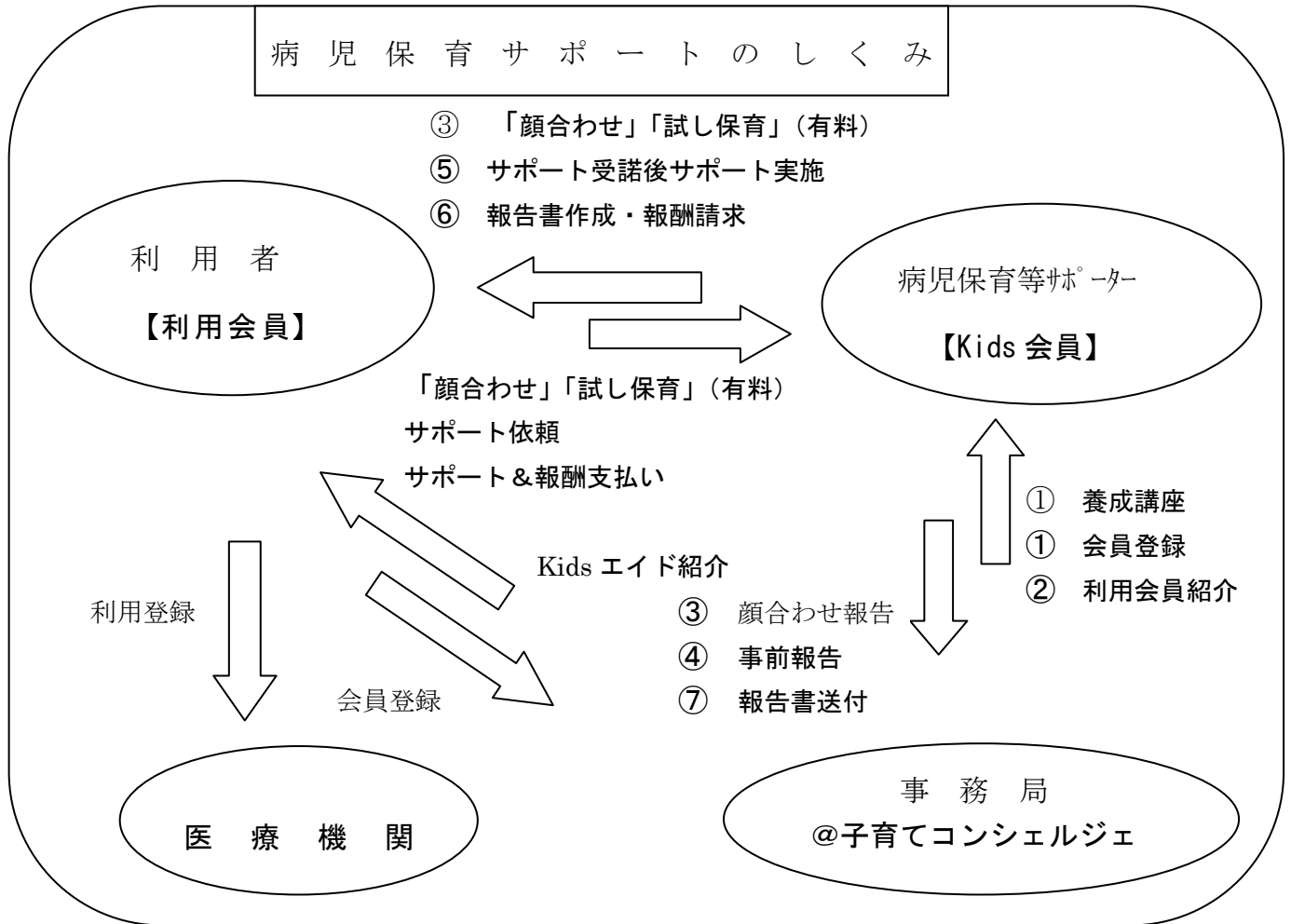
お泊り保育（予め登録、顔合わせ等が必要です。）

出張・研修・入院等で子どもを保育できないときサポートします。

<会員の心得>

- ☆ 本会の趣旨やきまりを守りましょう。
- ☆ お互いのプライバシーは守りましょう。
- ☆ 約束した時間は守りましょう。
- ☆ 災害発生時の連絡方法・避難場所を確認してください。
- ☆ 活動中に事故が発生した場合、速やかに@子育てコンシェルジェに連絡して下さい。

【Kidsエイドからのサポートの流れ】



① 入会

Kidsエイド養成講座を修了して会員となります。

〔講座内容〕

- 保育の心(保育士・保健師 2時間)
- 心の発達とその問題(発達心理の専門家・保育専門学校の講師等 4時間)
- 体の発育と病気(小児科医 2時間)
- 小児看護の基礎知識(看護師・保健師 4時間)
- 安全・事故(医師・保健師・保育士 2時間)
- 子どもの世話(保育士・保健師 2時間)
- 子どもの遊び(保育士 2時間)
- 子どもの栄養と食生活(栄養・保育学科栄養学の専門家・管理栄養士 3時間)
- @子育てコンシェルジェ事業のすすめ方 (@子育てコンシェルジェ担当者 3時間)
- 普通救命講習(3時間)

(別紙1-2 入会申込書 Kidsエイド用・修了証)

都内各ファミリー・サポート・センター提供会員および援助会員要請講座修了者等は免除あり。

② 利用会員紹介

子育てコンシェルジェは、サポート概要を案内し、サポート受入の可否を打診します。サポートを受諾していただいた後で利用会員を紹介します。

③ 顔合わせ

双方で相談して「顔合わせ」「試し保育」の日程を決めます。

保育をする場所（基本的には利用会員宅）でお子さんも一緒に打ち合わせを行います。「顔合わせ」費用は 1,000円+Kidsエイドの往復交通費です。

「顔合わせ」の内容は、子育てコンシェルジェへFAXなどで報告を行います。

(参考資料：別紙2 顔合わせ用紙1 別紙3 顔合わせ用紙2)

※お子さまの健康な状態を知る為に、元気な時のお子様の「お試し保育」を行って下さい。サポート料は各ファミリー・サポート・センターの報酬の基準に順じます。

④ 事前報告

病気もしくは、元気なお子さんのお泊りのサポートを依頼したら@子育てコンシェルジェへ事前報告をします。事前報告がない場合、万が一事故等があった場合、保険適用外となります。

※事前報告はKidsエイド、利用会員どちらでも構いません。顔合わせの際にどちらがするか決めておいて下さい。

⑤ サポート（有料）

万全を期してサポートにあたります。

病気の場合は、下記の点を利用会員（保護者）に確認してください。

① 入院の必要はないか

② 急変した時の対応

・必要な書類(別紙4 病児サポート及び与薬依頼書・別紙9 病状連絡票)等を受け取ってください。

・保育施設へのお迎え及び受診の場合には、(別紙6 委任状 保育施設用・別紙7 委任状 医療機関用・かかりつけ医に連れて行く際のメモ)を利用会員(保護者)から受け取り、保育施設及び医療機関に提示します。

・サポートの途中、病気・事故・保育内容の変更等で、利用会員(保護者)に連絡が必要となる場合があります。いつでも利用会員(保護者)は連絡がとれるようにしておいてください。

・医療機関で受診をしたら(別紙10 診断結果報告書)を作成します。

* 基本的には、サポートは利用会員(保護者)の判断により行いますが、万一お預かりしたお子さんが急変した時点で連絡がとれない場合は、Kidsエイドの判断により医師にかけつける場合があります。尚、医師の判断により手術等行うこともあります。これはあくまでも、利用会員(保護者)との連絡が取れなかった場合に限ります。

⑥ 報告書及び報酬の受領

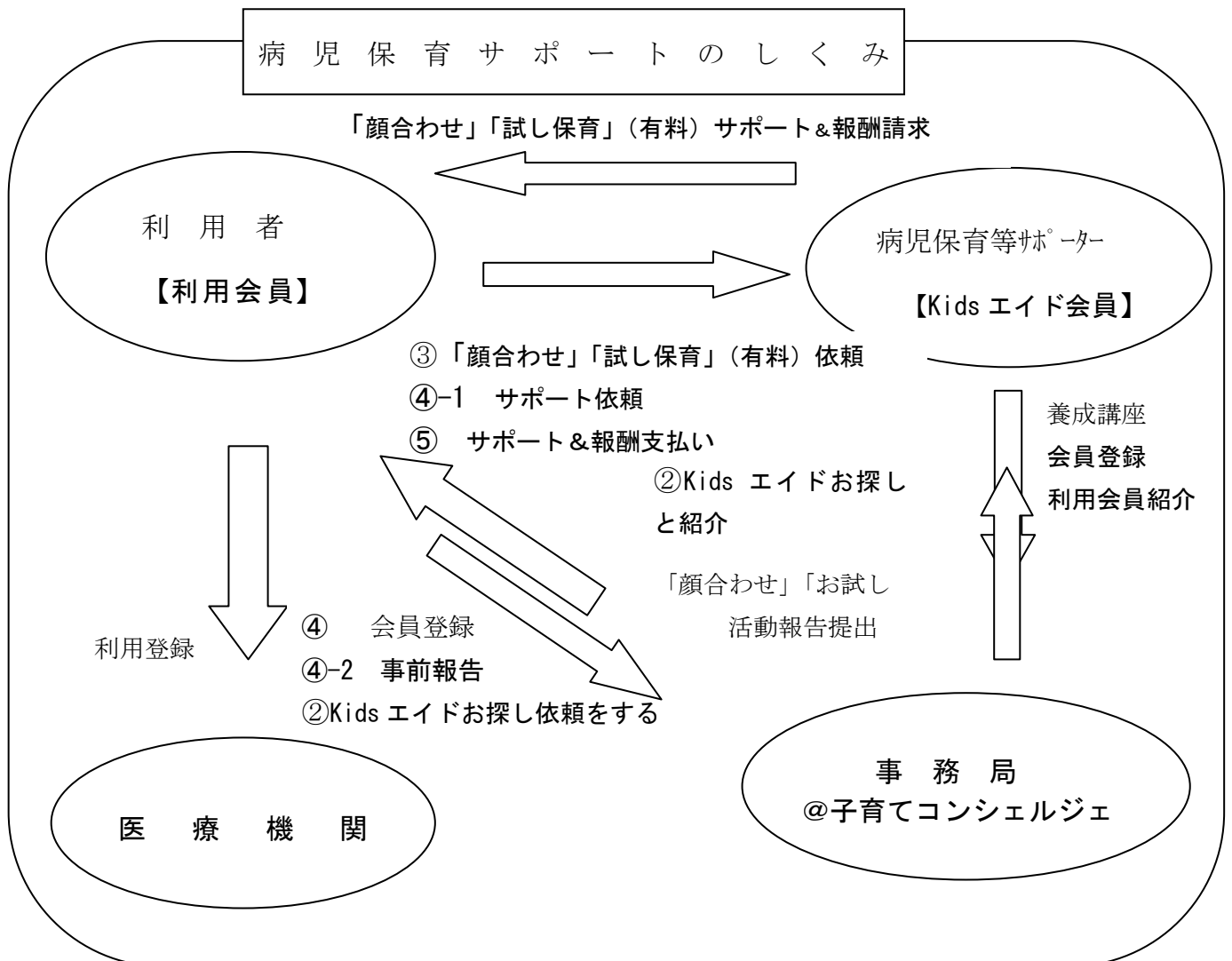
サポートが終了したら活動報告書をKidsエイドが(兼領収書)を作成します。

活動報告書を利用会員(保護者)に提示して確認後、報酬を請求します。報酬は利用会員(保護者)から直接受け取り、活動報告書を領収書として利用会員(保護者)に渡します。(別紙5 病児保育活動報告書・別紙11 活動報告明細書)

⑦ @子育てコンシェルジェへ報告

サポート終了後7日以内に、サポート活動報告書（写し）を、子育てコンシェルジェへFAX等で報告します。

【利用者からのサポートの流れ】



① 入会

- @子育てコンシェルジェ会則（別紙13会則）にご賛同の上、利用会員となります。インターネット入会、会員登録。（有料）
 - <http://upaupa.com/> @子育てコンシェルジェサイトにおいて入会申込みができます。メール添付、FAX、郵送にて、会員登録。（有料）
 - <http://upaupa.com/> または@子育てコンシェルジェより入会申込み用紙を、取り寄せ、FAX、郵送にて入会、会員登録。（有料）（別紙1-1入会申込書）
- ※利用会員（保護者）は、平成24年度より入会金、月会費（年一括払い）が、かかります。（豊島除く）

② Kids エイド紹介の依頼

入会・会員登録後、別紙2-1 会員証（利用会員用）を発行致します。到着後、改めて事務局へ依頼内容をお知らせ下さい。お探し後、Kids エイドをご紹介いたします（お探しには1週間～10日間程、お時間がかかります。）

③ 顔合わせ・お試し保育（有料）

ご紹介したKids エイドへ連絡をします。

元気な時のお子さんと一緒にKids エイドと「顔合わせ」と、Kids エイドにお子様
の健康な状態を知ってもらう為に、「お試し保育」をします。

Kids エイドへ連絡の際に「顔合わせ」「お試し保育」の日程調整をして下さい。

「顔合わせ」は、1,000円+Kids エイドの往復交通費の費用がかかります。

「お試し保育」は、ファミリー・サポート・センターの報酬金額に準じて費用がかかります。「顔合わせ」「お試し保育」をしていない場合はサポートに入ることができません。

ご了承ください

* 「顔合わせ」「お試し保育」後かかりつけ医には、（別紙8「病児保育等サポート事業」利用登録の連絡）をしておきましょう。

④ サポート依頼 事前報告

Kids エイドにサポートを受諾してもらったら、@子育てコンシェルジェに以下の内容で事前報告をする。

- ・ 利用会員番号及び氏名、サポート対象のこども名
- ・ Kids エイド番号及び氏名
- ・ 日にち・時間・サポート内容

病気の場合は、事前に医師の診断が必要です。医師には、下記の点を確認してください。

① 入院の必要はないか

② 急変した時の対応

必要な書類（別紙9「病児・緊急預かり備事業 病状連絡票」別紙4「病児サポート及び与薬依頼書」）等に記入してKids エイドに渡してください。

保育施設へのお迎え及び受診の場合には、（別紙6 委任状 保育園用・別紙7 委任状 病院用・かかりつけ医に連れて行く際のメモ）をKids エイドに提出し、保育施設及び医療機関に提示してもらいます。

サポートの途中、病気・事故・保育内容の変更等で、Kids エイドが利用会員（保護者）に連絡が必要となる場合があります。いつでも連絡できるように必ずしておいてください。

* 基本的には、サポートは利用会員（保護者）の判断により行いますが、万一お預かりしたお子さんが急変した時点で連絡がとれない場合は、Kids エイドの判断により医師にかかる場合があります。尚、医師の判断により手術等を行うこともあります。これはあくまでも、利用会員（保護者）の連絡が取れなかった場合に限りませんが、ご了承ください。

⑤ サポート及び報酬支払い

基本的にはサポート終了後すぐに、Kidsエイドに直接報酬を支払います。
定期的なサポートの場合には、週払い・月払いなどKidsエイドと相談して決めることができます。
報酬精算後は、必ずKidsエイドよりサポート活動報告書（兼領収書）を受け取ってください。

【補償保険制度】

会員は事故に備え、(財)女性労働協会「グループ保険」に、自動的に加入することになります。
*自動車保険は本保険の中に組み込まれていません。

1. スタッフ会員傷害保険（普通傷害保険）

Kidsエイドが@子育てコンシェルジェのあっせんによる保育サービス提供中や、活動のための往復途上（通常経路）において傷害を被ったとき補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により15万円～500万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院／1日	3000円	事故日より180日を限度
通院／1日	2000円	事故日より180日以内で90日分を限度

2. 賠償責任保険

Kidsエイドが、保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で子どもや第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上賠償責任が生じた場合負担する賠償金等を補償するものです。

事由	補償額
損害賠償金	2億円
見舞金、見舞品	10万円

※対人補償・対物補償共通

3. 児童傷害保険（利用子供傷害保険）

利用会員の子どもが、保育サービスを受けている間に傷害を被った場合、保育サービス提供者の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡

後遺障害	程度により9万円～300万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院／1日	3000円	事故日より180日を限度
通院／1日	2000円	事故日より180日以内で90日分を限度

【報酬の基準】 2009年4月改訂

報酬の基準は、1時間あたり次のように定められています。

()内は土・日・祝祭日・年末年始の料金

単位[円]

病児保育	かかりつけ医の診療時間内	1100
------	--------------	------

お泊り保育	就学児	午後7時～午前7時	800 (1000)
		午前7時後・午後7時前	900 (1100)
	未就学児	午後7時～午前7時	900 (1100)
		午前7時後・午後7時前	900 (1100)

顔合わせ	Kids エイドに一人に対して	1000
お試し保育	各自治体のファミリー・サポート・センターの利用料に準じる。	

注1 サポート時間は、Kidsエイドが家を出てから家に戻るまでとします。
但し、途中で他の用事をした場合、その時間を除きます。

注2 同一世帯に属する複数の子どもを預ける場合は、2人目から半額とします。

注3 1時間を超える場合は、30分以内の時は半額とし、30分を超える1時間までは1時間とみなします。

例1 急呼びだし（発熱）で保育園に迎えに行き病院で保護者と待ち合わせ
午後1時～午後2時15分 1650円

例2 急呼びだし（発熱）で学童保育クラブへ迎えに行き保護者が帰るまで保育
午後3時～午後4時45分 2200円

注4 キャンセルについては、次の通り利用会員が支払います。

前日までの取り消し・・・無料

当日取り消し・・・1時間分

無断取り消し・・・全額（サポート依頼時間）

注5 交通費・食事（ミルク）・おやつ代・おむつ代等については、利用会員が実費を支払います。利用会員が特定のものを希望する場合は、利用会員が用意します。

注6 お泊り保育の実施日はサポート開始日とします。
報酬の計算はサポート開始時間から翌日のサポート終了時間までを連続して算出します。

注7 杉並区子育て応援券を使用する場合、月ごとに、現金で援助会員に事務費500円支払います。Kids エイドは応援券を切り離さず、日付の記入をしてください。

《別紙資料》

- ・別紙1-1 入会申込書（利用会員用）
- ・別紙1-2 入会申込書（Kids エイド用）
- ・別紙2 顔合わせ用紙（1）
- ・別紙3 顔合わせ用紙（2）
- 別紙4 病児サポート及び与薬依頼書
- ・別紙5 病児保育活動報告書
- ・別紙6 委任状（保育施設用）
- ・別紙7 委任状（医療機関用）
- ・別紙8 「病児・緊急預かり対応」利用登録連絡票
- ・別紙9 病状連絡票
- ・別紙10 診断結果報告書
- ・別紙11 活動報告明細書
- ・かかりつけ医に連れて行く際のメモ

【病児・元気な子のお泊り】@子育てコンシェルジェ会則

(名称)

第1条 当会は、NPO 法人 CCCNET における@子育てコンシェルジェという。

(目的)

第2条 当会は、病児等の育児の援助を行いたい看護師・保育士等の有資格者及び保育経験者等（以下「Kids エイド」という）を組織化し、会員同士が病児の育児に関する相互援助活動を行うことにより、労働者が安心して育児等をしてながら働き続けることができる環境の整備を図り、労働者の失業予防、雇用の安定を図ることを目的とする。

(本部の所在地)

第3条 当会は、本部を NPO 法人 CCCNET 事務所に置く。

(当会の事業)

第4条 当会は、次の事業を行う。

- (1) 看護師、保育士、保健師等の有資格者及び保育経験者や深夜宿泊等の緊急対応可能な者を Kids エイドとして登録できるよう、開拓、確保
- (2) 利用会員・Kids エイドの募集、登録その他の会員組織業務
- (3) 利用会員と Kids エイドのマッチング等
- (4) 適切なサポート技能の確保のための研修会の開催
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な労働者の雇用の安定に資する事業

(統括責任者・@子育てコンシェルジェ)

第5条 当会は前条に掲げる事業の業務を行うため、統括責任者及び子育てコンシェルジェ（以下「@子育てコンシェルジェ」という）を置く。

2 統括責任者は、当会の事業の統括を行い、子育てコンシェルジェは主として利用会員・Kids エイドのマッチング等を行う。統括責任者及び子育てコンシェルジェは、具体的には、以下の業務を協力して行う。

- (1) 当会の事業内容の周知
- (2) 会員の募集、登録
- (3) 会員の統括（管理）
- (4) 会員の相互援助のマッチング
- (5) 会員間のトラブルへの助言
- (6) 適切なサポート技能の確保のための研修会の実施

(保険)

第6条 本会は、(財)女性労働協会「グループ保険」に一括して加入するものとする。

(会員)

第7条 会員は、当会の趣旨を理解し、病児等の育児の援助を受けたい者、病児等の育児の援助を行いたい者であって、当会の承認を得た者とする。

2 会員は相互に援助活動を行う。

3 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしてはならない。

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、入会申込書(別紙1-1、別紙1-2)を提出し、本会の承認を受けなければならない。

2 本会は、前項の承認を受けた会員に対し、会員証を発行する。

3 利用会員は入会時に当会の定められた入会金及び、登録月～年度末までの月会費を定められた期日迄に指定金融機関へ一括納入する。入会金・月会費等の納入がなかった場合、サポート依頼は出来ないものとし、退会となる。すでにマッチング済のKids エイドへサポートの依頼はできないものとする。

(研修)

第9条 Kids エイドは、当会が実施する研修を受講しなければならない。研修を受講後は修了証を発行する。

(相互援助活動の内容)

第10条 会員が相互援助活動として行う援助は、次の(1)～(5)の援助とする。

(1)～(3)の援助活動をスムーズに行うためには、日頃から子どもと親しくなっている必要がある。そのため(4)～(5)の援助を付帯的な援助とする。尚、当該援助活動地域にファミリー・サポート・センターがある場合は、相互に連携を図るものとする。

(1) 病児の預かり等

(2) 急な残業、出張の際の宿泊を伴う元気な子の預かり等

(3) 保育所等から病気の呼び出しなど緊急度の高い保育所等への迎えや預かり等

(4) 日頃の子どもの様子を知るためのお試し預かり等

(5) その他(1)～(3)の活動をスムーズに行うための育児に関する必要な援助

(相互援助活動の実施方法)

第11条 利用会員は、援助を必要とする場合には、子育てコンシェルジェに対して援助の依頼の申し込みをする。

2 利用会員(保護者)から援助の申込みを受けた@子育てコンシェルジェは援助の内容、日時等を詳細に確認し、申込みの内容にふさわしいと認められるKids エイドに連絡する。

3 利用会員は、前条の援助活動以外の援助を求めてはならない。

4 前条(1)の病児の預かり依頼に対しての援助は、利用会員(保護者)は、事前に医師に『@子育てコンシェルジェ利用登録の連絡』(別紙8)をする。医師から自宅治療の許可を得たことが明記された『病児サポート及び与薬依頼書』(別紙4)をKids エイドに提出するものとする。Kids エイドは、利用会員の依頼内容に沿った形でサポートをするが、万が一預かった子どもが急変した場合は、Kids エイドの判断により対応することができる。Kids エイドは、サポート実施後、『病児保育報告書』(別紙5)を利用会員に提出する。

5 前条(3)の保育所等からの病気の呼び出しで保育施設等へ迎えの依頼に対しての援助は、Kids エイドはあらかじめ利用会員から預かっていた『委任状』(別紙6)『かかりつけ医に連れて行く際のメモ』を持って保育所等へ迎えに行き、当該子どもを受診のため病院へ連れて行く。病院は、利用会員の指定する病院とし、Kids エイドは利用会員からあらかじめ預かっていた『委任状』(別紙7)『かかりつけ医に連れて行く際のメモ』を持って利用会員の指定する病院で受診する。Kids エイドは、当該児童の診断等を記入する『診断結果報告書』(別紙10)に沿ってサポート活動を行い、サポート実施後、『病児保育活動報告書』(別紙5)を利用会員へ提出する。

6 Kids エイドは、サポート実施後、活動の記録を記入し、利用会員に確認印を受けなければならない。

『病児保育活動報告書』(別紙5)、『活動報告明細書』(別紙11)

- 7 Kids エイドは、前項の活動記録（別紙 5、11）を活動後 1 週間以内に子育てコンシェルジェに報告するものとする。（FAX または、郵送にて送付する）
- 8 病児保育サポートを除く、前条（4～5）の援助活動が行われる場合は、『活動報告明細書』（別紙 12）を利用会員に提出し、同活動記録を月末日までに子育てコンシェルジェに報告する。（FAX または、郵送にて送付する）

（報酬）

第 12 条 サポートを受けた利用会員（保護者）は、サポート終了後に Kids エイドに対し、基準に従って速やかに報酬及び交通費等の実費を支払うものとする。

（退会）

第 13 条 会員が退会しようとするときは、その旨を本会に届けなければならない。

- 2 会員は、退会に際して、第 8 条により発行された会員証を返還する。
- 3 会員が本会則及び本会の趣旨に違反した場合あるいは会員として適格性を欠くと本会が認めたときは、退会させることができるものとする。

附則

（施行期日）

第 1 条 本会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

NPO 法人 CCCNET @子育てコンシェルジェ（受付時間 平日：8:30～17:00）

住所：東京都町田市原町田 6-19-9 アーバン柿島Ⅱ 203

TEL：042-709-1837 FAX：042-858-7053（FAX/留守番電話 24 時間対応）

Kids エイド専用：090-6929-5779

E-mail：kosodate@upaupa.com（24 時間対応） URL：http://upaupa.com/

【緊急連絡先メモ】

連絡先名	電話番号
NPO 法人 CCCNET	Tel/Fax：042-725-4932（法人代表）
豊島支部 受付時間 月・木（平日：9:00～17:00）	Tel/Fax：03-3959-6043 携帯：080-1209-5539
東京消防庁テレホンサービス 救急相談センター（多摩地区）	#7119（携帯電話、PHS、プッシュ回線から）
東京都保健医療情報センター 医療機関案内サービス ひまわり	03-5272-0303
つくば中毒 110 番	029-852-9999
救急車	119
タクシー	